

第96号議案

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 常陸大宮地区住宅の項中「県立大宮高等学校長」を「県立常陸大宮高等学校長」に改める。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月19日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

（提案理由）

県立大宮高等学校の閉校に伴い、茨城県教職員住宅管理規程について、所要の改正を行うものである。

